

(公社) 北海道トラック協会

セーフティ通信

～ストップ・ザ・交通事故～

第1551号

R02. 5. 15

(公社) 北海道トラック協会

TEL (011) 511-9784

FAX (011) 521-5810

HP アドレス <http://www.hta.or.jp/>

トラック運送業界における不正改造車排除運動の実施

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化を招く要因となっています。

○ 実施期間

- (1) 「不正改造車排除運動」は年間を通じた運動とする。
- (2) 令和2年6月の1ヶ月間を強化期間とし、特に重点をおいて運動を実施する。

○ 不正改造項目

《 重点排除項目 》

- (1) マフラーの切断・取り外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (2) タイヤ及びホイール(回転部分)の車体外へのはみ出し
- (3) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (4) 前面ガラスならびに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付(貼付状態で可視光線透過率 70%未満)

《 基本排除項目 》

- (1) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (2) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (3) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器(例:側面方向指示器)の取外し
- (4) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし枠の取付け及びリアバンパ(突入防止装置)の切断・取外し
- (5) 基準外のウイング(エア・スポイラ)の取付け
- (6) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (7) 不正な二次架装
- (8) 不正軽油燃料の使用

まずは、事業所における自主点検を実施して車両の状態を把握しましょう。

貨物自動車運送事業者等による具体的実施事項(「不正改造車を排除する運動」実施細目～抜粋)

- 従業員に対する指導

「不正改造はやってはならない・犯罪であること」など不正改造に対する認識浸透を図るなど法令遵守のための指導を行う。
- 適正な車両の運行の徹底

不正改造及び不正二次架装の防止に努める等車両管理の徹底を図り、適正な車両による運行を実施する。また、不正改造及び不正二次架装が行われた車両がある場合には、改修を行い運行の用に供する。
- 自主点検の実施(自主点検票～北ト協HPお知らせに掲載)

事業所ごとに運動実施責任者を選任し、運動実施責任者又は整備管理者等により、車両管理体制及び従業員等の車両を含む所有車両等について定期的な自主点検の実施に努める。

なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任する。
- 不正改造車の排除のための情報収集等

不正改造車等に関する情報等を入手した場合には、各地方運輸局又は各運輸支局等に積極的に情報を提供する。
- 北海道運輸局及び各支局が行う街頭検査・啓発活動等への協力

※ 運動推進に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の取り組み状況などを踏まえ、感染拡大防止のための適切な対応をお願いします。